

神奈川県病院協会政治連盟

委員長 菅 泰博 様

## 国へのご要望 回答について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による「令和6年度 予算要望ヒアリング」におきまして、貴連盟からの国へのご要望の回答を入手いたしましたので、別紙のとおりお送りさせていただきます。

国からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られない点多々ございますが、我が党、また、県連所属国会議員にて、ご要望に対し一步でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、何時でもお気軽にお申し出いただきたいと存じます。

今後とも我が党に対する変わらぬご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会  
 衆議院 第1選挙区支部長 松本 純  
 衆議院 第2選挙区支部長 菅 義偉  
 衆議院 第3選挙区支部長 中西 健治  
 衆議院 第4選挙区支部長 山本 朋広  
 衆議院 第5選挙区支部長 坂井 学  
 衆議院 第6選挙区支部長 古川 直季  
 衆議院 第7選挙区支部長 鈴木 馨祐  
 衆議院 第8選挙区支部長 三谷 英弘  
 衆議院 第9選挙区支部長 中山 展宏  
 衆議院 第10選挙区支部長 田中 和徳  
 衆議院 第11選挙区支部長 小泉 進次郎  
 衆議院 第12選挙区支部長 星野 剛士  
 衆議院 第13選挙区支部長 丸田 康一郎  
 衆議院 第14選挙区支部長 赤間 二郎  
 衆議院 第15選挙区支部長 河野 太郎  
 衆議院 第16選挙区支部長 義家 弘介  
 衆議院 第17選挙区支部長 牧島 かれん  
 衆議院 第18選挙区支部長 山際 大志郎  
 衆議院 第19選挙区支部長 草間 剛  
 衆議院 第20選挙区支部長 甘利 明  
 参議院 選挙区第4支部長 三原じゅん子  
 参議院 選挙区第5支部長 浅尾 慶一郎

## 回答様式

NO	16-001	要望 団体	公益社団法人神奈川県病 院協会	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	--------------------	-----	-------

件名	社会保険診療報酬の適正化（入院基本料等の抜本的引き上げ等） （1）コスト上昇に見合う診療報酬への適正な反映 ア 物価、委託料、人件費高騰に伴う入院基本料等の基本的な項目 について、診療報酬の大幅な引き上げ
----	---

要望 要旨	病院が入院施設を維持し、安定的に医療提供体制を確保できるよう、 2024年診療報酬改定に当たっては、入院基本料を適切に引き上げるよう 要望する。
----------	--

## 【回答】

令和6年度の診療報酬改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、  
 支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者負担・保険料負担への影響を  
 踏まえ、患者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行ってまいり  
 たい。

## 回答様式

NO	16-002	要望 団体	公益社団法人神奈川県病 院協会	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	--------------------	-----	-------

件名	社会保険診療報酬の適正化（入院基本料等の抜本的引き上げ等） （1）コスト上昇に見合う診療報酬への適正な反映 イ 入院時食事療養費等、患者の処遇に直結する基本的な費用の引き上げまたは、実費での請求の仕組みの導入
要望 要旨	物価、光熱水費及び人件費等が急騰する中、入院時食事療養費等の患者の処遇に直結する基本的な費用の引き上げ、または、利用者からの実費による請求が可能となるようなしくみの導入に検討するよう要望する。

## 【回答】

- 現下の食材料費・光熱費等の高騰については、医療機関、介護サービス事業者等の経営への影響が懸念されている。
- このため、国民生活や生業を物価高から守る観点から、今般の経済対策において、厳しい状況にある生活者・事業者の方々を引き続きしっかり支えるための措置として、重点支援地方交付金の追加など、入院・入所時の食費への支援も含め必要な施策を実施することとしたところ。
- 入院・入所時の食費については、令和6年度の診療報酬、介護報酬の同時改定において、こうした今般の経済対策や、骨太の方針2023において「物価高騰や賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な対応を行う。」とされていることを踏まえ、対応してまいりたい。  
 ※ 入院時食事療養費は、診療報酬とは別に、入院時の食事療養に係る費用について、一部保険給付を行い、その他の部分につき患者が自己負担を行う仕組み

## 回答様式

NO	16-003	要望 団体	公益社団法人神奈川県病院協会 / 神奈川県病院協会政治連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	-------------------------------	-----	-------

件名	<p>社会保険診療の適正化（入院基本料等の抜本的引き上げ等）  （２）医療人材を確保・配置することへの適正な評価  ア 働き方改革の施行に伴う医師等人件費増加への対応</p>
要望 要 旨	<p>要望内容（新規）  現在進められている医師等の働き方改革の施行に伴う人件費の増加に対する支援を要望する。</p> <p>要望の趣旨  来年４月より、時間外労働の上限規制等が適用され、個々の医師の長時間労働が減少する。医師全体の労働時間を減少させつつ、現状の救急医療体制を維持することは困難である。今後、各病院では医師を確保するため、多額のいわゆる「かかりまし経費」が生じると考えられる。  また、医師の働き方改革は、医師だけではなく、病院に勤務する多職種の職員の働き方にも大きな影響を及ぼすこととなる。  地域のインフラである救急医療体制を維持するための医師等の人件費（人員増や割増賃金）の増加に対する支援が必要である。</p>
	<p><b>【回答】</b>  医師の働き方改革に関する診療報酬上の評価については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まず、過酷な勤務環境となっている、地域の救急医療体制において一定の実績を有する医療機関を対象に、医師の働き方改革に係る取組を評価する「地域医療体制確保加算」、</li> <li>・ 次に、病院の医療従事者の負担の軽減や処遇の改善に資する体制の整備等を要件とする「総合入院体制加算」、</li> <li>・ さらに、医師の事務作業の補助者の配置等を要件とする「医師事務作業補助体制加算」、</li> </ul> <p>といったものがある。</p> <p>医師の働き方改革に向けた継続的な取組は重要であり、2024（令和6）年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会（中医協）において、医師の働き方改革に係る評価のあり方について議論してまいりたい。</p>

## 回答様式

NO	16-004	要望 団体	公益社団法人神奈川県病 院協会	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	--------------------	-----	-------

件名	社会保険診療報酬の適正化（入院基本料等の抜本的引き上げ等） （2）医療人材を確保・配置することへの適正な評価 イ 看護職員処遇改善評価料の見直しについて
要望 要旨	看護職員等の処遇改善の対象は全ての病院とし、全体的な処遇改善につ ながる仕組みとすることについて、要望する。

## 【回答】

- 現在実施している看護職員の処遇改善の対象は、看護職員の賃金水準が全産業平均に比べて高い状況の中で、コロナ医療など、地域において一定の役割を担っていると評価できる医療機関の看護職員としているところ。
- 令和6年度の診療報酬改定においては、こうした点も踏まえつつ、物価高騰や賃金上昇、医療機関等の経営状況、人材確保の必要性、患者負担、保険料負担への影響を踏まえ、必要な対応を行ってまいりたい。

## 回答様式

NO	16-005	要望 団体	公益社団法人神奈川県病 院協会	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	--------------------	-----	-------

件名	社会保険診療報酬の適正化（入院基本料等の抜本的引き上げ等） （２）医療人材を確保・配置することへの適正な評価 ウ 病院勤務の看護補助者の処遇改善に係る加算制度の創設
要望 要 旨	病院における看護補助者（介護職員）の円滑な確保のため、介護報酬制 度上の処遇改善加算に準じた診療報酬上の加算制度を早期に創設する ことを要望する。

## 【回答】

- 昨今の高水準となる賃上げの動向や人手不足の状況を踏まえれば、医療分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は、喫緊かつ重要な課題であるものと認識している。
- このため、令和5年度補正予算において、医療機関の看護補助者に対する処遇改善事業を実施することとしている。
- 令和6年度の診療報酬改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行ってまいりたい。

## 回 答 様 式

NO	16-006	要 望 団 体	神奈川県病院協会	省庁名	厚生労働省 デジタル庁
----	--------	------------	----------	-----	----------------

件 名	政策への協力に対する適正な評価 ア マイナンバーカードによるオンライン資格確認
要 望 要 旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. マイナ保険証に別人の資格情報が誤って登録されるなど、オンライン資格確認をめぐるトラブルが相次ぎ、国民の信頼を欠いている。拙速に進めることはせず、不備をしっかりと検証し、対策を講じること。</li> <li>2. 実際の病院窓口業務ではマイナ保険証による資格確認の他に、各公費医療券等の確認が別途必要となっており、事務手続きが煩雑になるケースが多発している。患者と医療機関窓口業務の負担とならないように国が責任をもって周知を行うこと。</li> <li>3. 病院に対し、カードリーダーを導入するための財政措置は拡充されたが、今後、維持運営するための費用についても、医療機関の負担とならないよう支援の拡充を図ること。</li> </ol>

【回答】

- 1 登録データの紐づけの誤りについては、現在、解決に向けた取組を進めているところである。  
具体的には、
  - ① 登録済みデータについて、全保険者による自主点検を完了し、更に、入念な取組として、システムに登録済みのデータ全体について住民基本台帳の情報との照合（J-LIS 照会）を行ったところである。
  - ② また、新規に登録されるデータについては、資格取得届におけるマイナンバーの記載義務を法令上明確化したほか、
  - ③ 本年 12 月より、健康保険組合における資格取得時の住民票上の住所情報の把握を必須化し、
  - ④ 加えて、来年春より、新規登録時の自動的な全件 J-LIS 照会による確認を行うこととしている。厚生労働省としては、こうした取組を通じて、登録データの正確性を確保し、国民の皆様が安心してマイナ保険証をご利用いただける環境整備を進めてまいります。
  
- 2 現状、患者が医療機関を受診する際に公費負担医療制度の適用を受ける場合は、マイナ保険証の提示とは別に、当該制度に係る受給者証の提示が必要である。  
そのため、公費負担医療制度や地方単独の医療費助成制度については、マイナンバーカードをこれらの医療費助成の受給者証としても利用できるよう、必要なシステム開発などについてデジタル庁及び関係省庁とも連携して取り組んでいくこととしている。
  
- 3 医療機関等におけるオンライン資格確認等システムのランニングコストについては、医療機関等にも事務コストの削減等のメリットがあるため、直接的な補助は行っていないが、診療報酬上、オンライン資格確認導入に伴う医療の質の向上を評価する観点から、加算を設けている。  
また、先日成立した令和 5 年度補正予算において、マイナ保険証の利用促進を図るため、利用率の増加に応じて医療機関等を支援する事業などを計上している。



## 回 答 様 式

NO	16-006	要 望 団 体	神奈川県病院協会	省庁名	厚生労働省
----	--------	------------	----------	-----	-------

件 名	政策への協力に対する適正な評価 ア マイナンバーカードによるオンライン資格確認
要 望 要 旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. マイナ保険証に別人の資格情報が誤って登録されるなど、オンライン資格確認をめぐるトラブルが相次ぎ、国民の信頼を欠いている。拙速に進めることはせず、不備をしっかりと検証し、対策を講じること。</li> <li>2. 実際の病院窓口業務ではマイナ保険証による資格確認の他に、各公費医療券等の確認が別途必要となっており、事務手続きが煩雑になるケースが多発している。患者と医療機関窓口業務の負担とならないように国が責任をもって周知を行うこと。</li> <li>3. 病院に対し、カードリーダーを導入するための財政措置は拡充されたが、今後、維持運営するための費用についても、医療機関の負担とならないよう支援の拡充を図ること。</li> </ol>

【回答】

1 登録データの紐づけの誤りについては、現在、解決に向けた取組を進めているところである。

具体的には、

- ① 登録済みデータについて、全保険者による自主点検を完了し、更に、入念な取組として、システムに登録済みのデータ全体について住民基本台帳の情報との照合（J-LIS 照会）を行ったところである。
- ② また、新規に登録されるデータについては、資格取得届におけるマイナンバーの記載義務を法令上明確化したほか、
- ③ 本年12月より、健康保険組合における資格取得時の住民票上の住所情報の把握を必須化し、
- ④ 加えて、来年春より、新規登録時の自動的な全件 J-LIS 照会による確認を行うこととしている。

厚生労働省としては、こうした取組を通じて、登録データの正確性を確保し、国民の皆様が安心してマイナ保険証をご利用いただける環境整備を進めてまいります。

2 現状、患者が医療機関を受診する際に公費負担医療制度の適用を受ける場合は、マイナ保険証の提示とは別に、当該制度に係る受給者証の提示が必要である。

そのため、公費負担医療制度や地方単独の医療費助成制度については、マイナンバーカードをこれらの医療費助成の受給者証としても利用できるよう、必要なシステム開発などについてデジタル庁及び関係省庁とも連携して取り組んでいくこととしている。

3 医療機関等におけるオンライン資格確認等システムのランニングコストについては、医療機関等にも事務コストの削減等のメリットがあるため、直接的な補助は行っていないが、診療報酬上、オンライン資格確認導入に伴う医療の質の向上を評価する観点から、加算を設けている。

また、先日成立した令和5年度補正予算において、マイナ保険証の利用促進を図るため、利用率の増加に応じて医療機関等を支援する事業などを計上している。

## 回答様式

NO	16-007	要望 団体	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟	省庁名	内閣官房 厚生労働省
----	--------	----------	-----------------------------	-----	---------------

件名	施策への協力に対する適正な評価 イ 医療 DX の推進
要望 要旨	<p>現在、国が進めている医療 DX の推進は今後の我が国における効率的な医療提供体制の構築に非常に重要であるが、病院における電子カルテ、オンライン資格確認システム、電子処方箋システムなどの導入・維持管理は、病院にとり経営的にも大きな負担となっている。</p> <p>また、昨今のサイバー攻撃へ対応するためのサイバーセキュリティ体制の構築にも、多額の費用がかかることから、改めて、病院における ICT 推進のための適切な診療報酬の加算及び情報提供や財政的な支援等が必要である。</p>

【回答】

- 1 医療 DX について、国民の健康増進や質の高い医療の提供に向け、健康医療分野のデジタル化を推進していくことは重要。厚生労働省としては、今年6月にとりまとめた「医療 DX の推進に関する工程表」に沿って、着実に推進すべく取組を進めているところ。電子カルテについては、異なる医療機関の電子カルテシステムでも円滑に情報連携ができるよう、電子カルテ情報の標準化に向けた取組を進めており、こうした標準規格に準拠する電子カルテを普及させるため、医療情報化支援基金による支援を検討していく予定。
- 2 また、医療機関に必要な人材を育成する観点から、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿った対策を実施頂くため、医療経営者や医療従事者向けのサイバーセキュリティ対策に関する研修を行っている。加えて、医療機関で対応が困難なインシデント時の初動対応の支援の仕組みを構築し、医療機関のセキュリティ対策の強化に必要な支援を行っている。
- 3 診療報酬の措置としては、令和4年度診療報酬改定においては非常時に備えたサイバーセキュリティ対策が講じられるよう、許可病床数が400床以上の保険医療機関について、医療情報システム安全管理責任者の配置及び情報セキュリティに関する院内研修の実施を診療録管理体制加算の要件に加えた。令和6年度診療報酬改定の議論においても、サイバーセキュリティ対策の評価について「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改定内容等も踏まえ、中央社会保険医療協議会で検討を行っているところである。
- 4 その他、令和5年度補正予算においては、病院におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備を支援する事業を実施する予定であり、このような取り組みを進めることで適切に医療DXを推進してまいりたい。

※ なお、内閣官房においても同じ意見であることを申し添えます。

## 回答様式

NO	16-007	要望 団体	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟	省庁名	内閣官房 厚生労働省
----	--------	----------	-----------------------------	-----	---------------

件名	施策への協力に対する適正な評価 イ 医療 DX の推進
要望 要旨	<p>現在、国が進めている医療 DX の推進は今後の我が国における効率的な医療提供体制の構築に非常に重要であるが、病院における電子カルテ、オンライン資格確認システム、電子処方箋システムなどの導入・維持管理は、病院にとり経営的にも大きな負担となっている。</p> <p>また、昨今のサイバー攻撃へ対応するためのサイバーセキュリティ体制の構築にも、多額の費用がかかることから、改めて、病院における ICT 推進のための適切な診療報酬の加算及び情報提供や財政的な支援等が必要である。</p>

【回答】

- 1 医療 DX について、国民の健康増進や質の高い医療の提供に向け、健康医療分野のデジタル化を推進していくことは重要。厚生労働省としては、今年6月にとりまとめた「医療 DX の推進に関する工程表」に沿って、着実に推進すべく取組を進めているところ。電子カルテについては、異なる医療機関の電子カルテシステムでも円滑に情報連携ができるよう、電子カルテ情報の標準化に向けた取組を進めており、こうした標準規格に準拠する電子カルテを普及させるため、医療情報化支援基金による支援を検討していく予定。
- 2 また、医療機関に必要な人材を育成する観点から、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿った対策を実施頂くため、医療経営者や医療従事者向けのサイバーセキュリティ対策に関する研修を行っている。加えて、医療機関で対応が困難なインシデント時の初動対応の支援の仕組みを構築し、医療機関のセキュリティ対策の強化に必要な支援を行っている。
- 3 診療報酬の措置としては、令和4年度診療報酬改定においては非常時に備えたサイバーセキュリティ対策が講じられるよう、許可病床数が400床以上の保険医療機関について、医療情報システム安全管理責任者の配置及び情報セキュリティに関する院内研修の実施を診療録管理体制加算の要件に加えた。令和6年度診療報酬改定の議論においても、サイバーセキュリティ対策の評価について「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改定内容等も踏まえ、中央社会保険医療協議会で検討を行っているところである。
- 4 その他、令和5年度補正予算においては、病院におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備を支援する事業を実施する予定であり、このような取り組みを進めることで適切に医療DXを推進してまいりたい。

※ なお、内閣官房においても同じ意見であることを申し添えます。

## 回 答 様 式

NO	16-008	要 望 団 体	公益社団法人神奈川県病院協会/神奈川県病院協会 政治連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------------	---------------------------------	-----	-------

件 名	政策への協力に対する適正な評価 ウ コロナ対応等医療提供体制の確保
要 望 要 旨	<p>要望内容（一部継続） 新型コロナウイルス感染症対応について、病院が引き続き十分な医療提供体制が確保できるよう、新型コロナウイルス感染症関連保持事業を継続するよう要望する。</p> <p>要望の趣旨 新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置付けが5類に移行されたが、終息したわけではない、病院は引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応するための体制（病床の確保、検査、人材の確保、教育等）を維持する必要性が生じている。 2024年度からの第8次医療計画には「新興感染症等の感染拡大時における医療」が位置付けられる。ウィズコロナ・ポストコロナにおいて、医療提供体制を確保するため、現在措置されている診療報酬上の特例を2024年診療報酬改定まで継続するとともに、2024年度においても、必要に応じて新型コロナウイルス感染症関連補助事業を継続することが必要である。</p>

**【回答】**

新型コロナの対応については、感染拡大が生じて一般医療と両立しながら必要な医療が提供できるよう取り組んでいくことが重要であると考えています。

このため、5類移行後、限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の医療体制への移行を進めているところ、円滑な移行を図る観点から、外来や入院の医療体制などに関する支援について、対象等を重点化しつつ、必要な支援を継続しております。

最終的な判断は、今後改めて行うこととなりますが、来年4月からの通常の医療提供体制への円滑な移行に向け、都道府県とも密接に連携して感染対策に取り組んでまいりたいと考えております。

診療報酬の特例については、令和6年度診療報酬改定においては、恒常的な感染症対応への見直しを行うこととしており、具体的な内容については、今後、中央社会保険医療協議会において議論してまいります。



## 回答様式

NO	16-009	要望 団体	公益社団法人神奈川県病院協会/神奈川県病院協会 政治連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	---------------------------------	-----	-------

件名	病院の消費税問題の解決
要望 要 旨	今後将来に向けて、消費税負担に不公平が生じないようにするため、病院の社会保険診療報酬については、「原則課税」とするよう見直すことで、控除対象外消費税の問題を抜本的に解決すること。
<p>【回答】</p> <p>○ 令和元年10月に実施した、消費税率引上げに伴う診療報酬改定においては、診療報酬の配点方法の精緻化等を行うことにより、医療機関種別ごとに消費税負担に見合う補てんとなるよう配点を行っており、令和2年度から4年度の補てん状況を把握したところ、いずれの年度もマクロでは補てん不足となっていないことが確認されている。</p> <p>○ 医療に係る消費税の非課税制度を見直し、原則課税に改めることについては、</p> <p>① 公的保険の適用となる医療サービスは、社会政策的な配慮に基づき非課税とされている経緯</p> <p>② 同じく、社会政策的な配慮に基づき非課税とされているその他のサービスへの影響</p> <p>といった課題があり、慎重に検討する必要があると考えている。</p>	

## 回 答 様 式

NO	16-009	要 望 団 体	公益社団法人神奈川県病院協 会/神奈川県病院協会政治連盟	省庁名	財務省
----	--------	------------	---------------------------------	-----	-----

件 名	病院の消費税問題の解決
要 望 要 旨	今後将来に向けて、消費税負担に不公平が生じないようにするため、病院の社会保険診療報酬については、「原則課税」とするよう見直すことで、控除対象外消費税の問題を抜本的に解決すること。
<p><b>【回答】</b></p> <p>○ 消費税は、国内における幅広い取引を対象として広く負担を求める税ですが、例えば、医療、福祉、教育のように、消費者の負担を軽減すべき政策的配慮が特に必要な取引等については「非課税」としているところです。</p> <p>○ こうした医療・福祉・教育などを課税化することについては、</p> <p>① 消費者の負担が増加することに国民の理解を得ることが必要であり、</p> <p>② これらの取引を行う事業者に新たに事務負担が発生することなどから慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>○ なお、売上げが非課税の場合には、控除されるべき売上税額がないため、仕入税額は控除できないこととされていますが、こうした控除の対象とならない仕入税額については、サービス価格に転嫁していただくことが原則となります。</p> <p>○ この点、非課税売上げとなる社会保険診療については、公定価格であるため診療報酬に仕入税額相当分の上乗せを行い、実質的に医療機関の負担とならないように手当てしてきたところです。</p>	

## 回 答 様 式

NO	16-010	要 望 団 体	公益社団保医人神奈川県 病院協会／神奈川県病院 協会政治連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------------	--------------------------------------	-----	-------

件 名	地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて
要 望 要 旨	<p>消費税増収分等を活用した財政支援制度として創設されている「地域医療介護総合確保基金」は都道府県の実情に応じた有効活用ができるよう、医療介護総合確保促進法を一部改正するなど、抜本的に見直すこと。</p> <p>見直しに当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 全額国庫負担の範囲を拡大すること。法改正までの間は、一定の規模までは自治体の財政状況に左右されずに活用できる措置を講じること</li> <li>2 配分額は人口規模に応じたものとする</li> <li>3 事業区分毎の配分比率は、地域医療の実情を反映すること</li> <li>4 事業区分間の融通を認めること</li> <li>5 具体的な用途は、これまで以上に自治体の裁量に委ねること</li> <li>6 医療人材の確保・育成等へ十分に活用できるようにすること</li> </ol>

【回答】

1 地域医療の確保については、本来、医療計画の策定や地域医療構想の推進を通じて、都道府県が主体的に取り組むべきものであり、地域医療介護総合確保基金の造成に当たっては、事業区分Ⅰ－２（地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業）を除き、都道府県にも一部必要な財政負担をしていただいている。

一方で、地域医療構想の推進に当たり、特に病床数の減少や医療機関の再編統合に取り組む際には、雇用調整や債務承継など関係者の利害関係が複雑に絡み合う極めて難易度の高い課題の速やかな解決が求められる。このため、事業区分Ⅰ－２については、都道府県の財政負担能力に影響を受けることなく、円滑な事業実施が可能となるよう、特例的に全額国費負担による財政支援を行っている。

同基金における国と地方の負担割合の見直しについては、事業の実施主体、解決すべき課題の内容、支援の目的やその効果などを総合的に勘案した上で慎重に判断する必要がある。

2 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律においては、都道府県計画に掲載された事業に要する経費を支弁するため、基金を設ける場合には、国はその財源に充てるために必要な資金を負担することとされている。このため、地域医療介護総合確保基金の配分は、人口規模に応じた一律の配分ではなく、都道府県が作成する都道府県計画に掲載された事業に要する経費を支弁するために、都道府県からの交付申請額に応じて配分している。

都道府県における基金事業が円滑に実施されるよう引き続き、適切な配分に努めてまいりたい。

（参考）令和４年度神奈川県からの要望額： 42.1 億円

神奈川県への交付額： 41.6 億円（交付率 98.9%）

平成 26 年度から令和 3 年度までの

神奈川県への交付額： 224.1 億円

神奈川県の執行額： 194.1 億円（執行率 86.6%）

3 地域医療介護総合確保基金の配分は、都道府県計画に基づき、都道府県からの交付申請額に応じて配分しており、事業区分毎の配分比率の調整は行っていない。なお、都道府県計画の作成に当たっては、公正性や透明性を確保するため、都道府県に対し、幅広い地域の関係者、具体的には、医療を受ける立場にある者、医療保険者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体などの意見の反映を求めており、それぞれの地域の医療の実情を反映した都道府県計画が作成されることとなっている。

4 地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に併せ、在宅医療や医療従事者の確保が図られることが必要であると認識しており、これらに必要な財政支援をバランスよく行う観点から、各都道府県からの要望も踏まえ、それぞれの予算を区分した上で配分している。このため、配分後の事業区分間の調整は認めて

いないが、各都道府県が基金事業を継続して実施できるようにするために、事業区分毎の予算については、引き続き、十分な確保に努めてまいりたい。

- 5 地域医療介護総合確保基金を活用する事業のうち、事業区分Ⅰ－Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）、事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供に関する事業）、及び事業区分Ⅳ（医療従事者の確保に関する事業）については、国から示した標準事業例等を参考に都道府県の裁量により創意工夫して、地域の実情を反映した事業メニューを設定できる仕組みとなっている。

地域医療を確保するために解決すべき課題は地域によって様々であり、地域の実情に合わせ、地域医療介護総合確保基金を有効活用できるよう引き続き、都道府県に対し必要な助言を行ってまいりたい。

- 6 厚生労働省としては、令和5年度当初予算において、医療人材の確保・育成等に必要な支援を行うため、事業区分Ⅳ（医療従事者の確保に関する事業）について、事業区分Ⅱ（在宅医療の提供に関する事業）と合わせて公費491億円を確保したところであり、各都道府県が必要な事業が実施できるよう、今後も必要な財源の確保に努めてまいりたい。

（参考）令和4年度の事業区分Ⅳにおける

神奈川県からの要望額：19.6億円

神奈川県への交付額：19.2億円（交付率98.0%）

平成26年度から令和3年度までの事業区分Ⅳにおける

神奈川県への交付額：124.8億円

神奈川県の執行額：116.7億円（執行率93.5%）

## 回答様式

NO	16-011	要望 団体	公社) 神奈川県病院協会/ 神奈川県病院協会政治連 盟	省庁名	厚生労働 省・財務省
----	--------	----------	-----------------------------------	-----	---------------

件名	地域包括ケア時代を見据えて、介護老人福祉施設（特養）において、配置医により行われた医療に対する正当な評価
要望 要旨	介護老人福祉施設（特養）において、配置医等により行われた医療行為について診療報酬の加算を行うなど、適切な評価を行うこと。

## 【回答】

## (配置医師等の医療行為への適切な評価について)

- ・ 介護老人福祉施設（特養）は、基準上、入所者に対し健康管理および療養上の指導を行うために必要な数の医師（いわゆる配置医師）を配置することとしており、この配置医師が行う健康管理及び療養上の指導は介護報酬で評価し、投薬・注射、検査、処置などの一部の医療行為については、診療報酬で評価している。(※)  
※「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日付け厚生労働省保険局医療課長通知。令和4年3月25日一部改正)において医療行為の報酬上の評価の取扱いについて規定している。
- ・ また、配置医師以外の医師については、①緊急の場合、②配置医師の専門外の傷病の場合に「初診料、往診料」等を算定でき、③末期の悪性腫瘍の場合、④在宅療養支援診療所等の医師による看取りの場合に限っては、「在宅患者訪問診療料」等も算定できることとしており、適切に評価されているものと考えている。
- ・ 一方で、これらの取扱いに対する認知不足や、施設と配置医師との契約形態等により、配置医師が不在時において急変時の対応が難しい状況が発生していることも実態として把握している。
- ・ こうした状況を踏まえ、「令和6年度介護報酬改定に向けた審議報告」(令和6年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会)において、令和6年度介護報酬改定における対応がとりまとめられており、これに基づいて必要な対応を行ってまいりたい。

## (3) 医療と介護の連携の推進

## &lt;高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化&gt;

## ⑮配置医師緊急時対応加算の見直し

入所者に急変が生じた場合等の対応について、配置医師による日中の駆けつけ対応をより充実させる観点から、現行、早朝・夜間及び深夜にのみ算定可能な配置医師緊急時対応加算について、日中であっても、配置医師が通常の勤務時間外に駆けつけ対応を行った場合の評価を行う新たな区分を設ける。

## ⑯介護老人福祉施設等における給付調整のわかりやすい周知

診療報酬との給付調整について正しい理解を促進する観点から、配置医師が算定できない診療報酬、配置医師でも算定できる診療報酬であって介護老人福祉施設等で一般的に算定されているものについて、誤解されやすい事例を明らかにするなど、わか

りやすい方法で周知を行う。

- そのほか、高齢者施設等と医療機関の連携強化及び感染症対策についても、同審議報告において以下のとおりとりまとめられており、これに基づいて必要な対応を行ってまいりたい。

### (3) 医療と介護の連携の推進

#### <高齢者施設等と医療機関の連携強化>

##### ⑨協力医療機関との連携体制の構築

介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（iiiについては病院に限る）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。

i 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

ii 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

iii 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

##### ⑩協力医療機関との定期的な会議の実施

介護老人福祉施設等、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、入所者又は入居者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催することを評価する新たな加算を設ける。また、特定施設入居者生活介護等における医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行うよう見直しを行う。

### (5) 感染症や災害への対応力向上

#### ①高齢者施設等における感染症対応力の向上

高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者又は入居者への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。

ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。

イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。

※ 新型コロナウイルス感染症を含む。

ウ 感染症対策に係る一定の要件を満たす医療機関や地域の医師会が定期的に行う感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること

また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。

#### ②施設内療養を行う高齢者施設等への対応

新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価する。

対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定することとする。

#### ③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

施設系サービス及び居住系サービスについて、入所者又は入居者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとする。

また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

- また、中央社会保険医療協議会においては、特養を含めた医療機関と高齢者施設等の連携について、介護保険施設等入所者の病状急変時に電話相談、往診、オンライン診療、入院の可否の判断を含めた入院調整等を適時適切に行えるようにするためにどのような対応が考えられるか等といった観点から、ご議論頂いているところであり、引き続き中央社会保険医療協議会において議論してまいりたい。



令和5年 9月12日

神奈川県病院協会政治連盟  
委員長 菅 泰博 様

## 神奈川県へのご要望 回答について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による予算要望ヒアリングにつきまして、ご提出いただきました要望書に対する八月末時点の県の回答を入手いたしましたので、取り急ぎご報告させていただきます。

なお、県からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られていない点、具体性に欠ける点もございますが、我が党、医療・福祉グループにて、ご要望に対し一歩でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、ご懇談の機会をお作りいたしますので、何時でもお申し出頂きたいと存じます。

今後とも、我が党に対する変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会

医療・福祉グループ長	高橋 栄一郎
医療・福祉グループ事務局長	榊 晴太郎
医療・福祉グループ委員	小川 久仁子
医療・福祉グループ委員	敷田 博昭
医療・福祉グループ委員	原 聡祐
医療・福祉グループ委員	神倉 寛明
医療・福祉グループ委員	川崎 修平
医療・福祉グループ委員	武田 翔
医療・福祉グループ委員	田中 洋次郎



## 回答様式

NO	16-012	要望 団体	公益社団法人神奈川県 病院協会／神奈川県病 院協会政治連盟	局名	健康医療局
----	--------	----------	-------------------------------------	----	-------

件名	第8次保健医療計画の策定にあたって
要望 要旨	第8次保健医療計画の策定に当たっては、これまでの取り組みをしっかりと検証したうえで、国が示す基準に加え、神奈川県特有の保健、医療及び福祉を取り巻く事情に十分配慮して策定すること
<p>「第8次神奈川県保健医療計画」の策定に当たっては、すべての二次保健医療圏で基準病床数を見直す必要がありますが、今後の医療需要に一定対応しつつ、医療の供給側の状況も踏まえた整理ができないか、検討してまいります。</p> <p>また、限られた医療資源を効率的に活用するためには、入院病床だけではなく、在宅医療・介護についても共に考えていくことが非常に重要であることから、「神奈川県保健医療計画推進会議」や「地域医療構想調整会議」において、アイデアや御意見等をいただきながら、併せて検討を進めてまいります。</p>	

## 回答様式

NO	16-013	要 望 団 体	公益社団法人神奈川県 病院協会/神奈川県病院 協会政治連盟	局名	健康医療局
----	--------	---------	-------------------------------------	----	-------

件 名	県内医療人材の確保 (1) 地域枠医師等の有効な活用
要 望 要 旨	キャリア形成プログラムなど、県が実施できることで責務を着実に果たすこと。 また、そのための体制整備を行うこと。
<p>地域枠医師のキャリア形成プログラムについては、地域枠医師を、医師の確保を特に図るべき地域へ効果的に派遣できていないこと、プログラム化が十分でないこと等の課題があり、令和4年度から、「医療対策協議会」及び「地域医療支援センター運営委員会」において、見直し作業を開始しました。</p> <p>当初は、令和5年6月に「医療対策協議会」を開催し、見直し案を承認いただくことを目標に進めていきましたが、様々な御意見をいただく中で、よりきめ細かい検討の必要性や、より広い関係者への意見聴取の必要性を認識したことから、さらに1年間の検討期間を設けることを「医療対策協議会」で提案し、了承いただきました。</p> <p>現在、キャリア形成プログラムの目的である、医師の地域偏在の是正と、派遣される医師の能力開発及び向上との両立を図るべく、新プログラムの内容について検討を深めると同時に、地域枠学生・医師、キャリアコーディネーター等からの意見聴取を含めた改訂スケジュール全体の検討を進めています。</p> <p>また、地域医療支援センターの体制整備については、センター長を貴会ご推薦の外部医師に委嘱するとともに、キャリアコーディネーターを県内4医科大学に各1名配置するなど、充実強化を図っているところです。</p> <p>今後、キャリア形成プログラムの改訂については、「地域医療支援センター運営委員会」や「医療対策協議会」において検討状況を説明させていただき、関係者の意見を伺いながら、令和5年度中の改訂を目途に進めてまいります。</p>	

## 回答様式

NO	16-014	要 望 団 体	公益社団法人神奈川県 病院協会/神奈川県病院 協会政治連盟	局名	健康医療局
----	--------	------------	-------------------------------------	----	-------

件 名	県内医療人材の確保 （２）「かながわ地域看護師」の事業推進
要 望 要 旨	「かながわ地域看護師」制度の創設に向け、制度設計や実施に向けた人材 確保・養成等について検討をすすめること
<p>「かながわ地域看護師」の取組については、令和３年度に設置した地域看護師養成事業検討会において、県看護師等養成実習病院連絡協議会及び県看護師等養成機関連絡協議会と連携して検討と普及を進めており、出産や育児、介護等のライフステージに応じた柔軟な働き方ができる環境整備や、施設間連携や多職種連携に強い看護師を育成することが重要であると考えています。</p> <p>そのため、幅広い領域に対応可能な「かながわ地域看護師」を地域で育成することについて、現在策定中の「第８次神奈川県保健医療計画」に盛り込む方向で検討しているところです。</p> <p>また、制度設計については、現在、「かながわ地域看護師養成ガイド」を作成しているところであり、その内容も踏まえて、上述の検討会で御意見を伺いながら検討してまいります。</p>	

## 回答様式

NO	16-015	要 望 団 体	公益社団法人神奈川県 病院協会/神奈川県病院 協会政治連盟	局名	健康医療局
----	--------	---------	-------------------------------------	----	-------

件 名	働き方改革と地域医療の両立
要 望 要 旨	<p>医師等の働き方改革が地域医療に及ぼす影響を把握したうえで、必要な地域医療提供体制について、合意形成を図るとともに、医療機能の縮小や見直しなどの変化について、県民への周知・普及啓発に努めること</p>
<p>医師の働き方改革については、令和6年4月から勤務医の時間外労働規制が適用開始となるところですが、地域の救急医療等の提供体制に支障を生じさせないために、県では、これまで地域ワーキンググループの開催など、地域における救急医療等の提供体制の維持に向けて、各病院が目指す時間外労働の水準等に関する情報共有と意見交換を行ってきました。</p> <p>今後も、各種協議会等を通じ、関係者の御意見を伺いながら、医師の働き方改革と質の高い地域の医療提供体制の両立に向け、地域医療構想も含め、必要な検討を行っていきます。</p> <p>また、周知・普及啓発については、地域の救急医療等の提供体制に支障を生じさせないためには、国民一人一人が医師の働き方改革の趣旨を理解の上、適切な受診行動を選択する必要があることから、県では、意識啓発活動について国が主体となって全国的に行うなど、大胆かつ強力に進めるよう国に要望しているところです。</p> <p>県としても、国が実施する広報と歩調を合わせながら、県民に対する県独自の広報が必要と考えていますので、県のたよりや、県広報番組、県公式SNS等の手法も含め、市町村とも連携しながら、より具体的・効果的な広報を検討してまいります。</p>	

## 回答様式

NO	16-016	要望 団体	公益社団法人神奈川県 病院協会/神奈川県病院 協会政治連盟	局名	健康医療局
----	--------	----------	-------------------------------------	----	-------

件名	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用
要望 要旨	国が「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」で活用した支援を再び行うことになる場合は、県民の生命と健康を守るうえで優先順位を考慮し、入院医療機関へ重点的に支援すること
<p>県ではこれまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、感染拡大の防止や、医療提供体制の確保等に協力していただいた医療機関に対して協力金等の支給を行うなど支援を行ってきました。</p> <p>今後も感染状況に応じて必要となる場合は、当該支援の実施を検討します。</p>	

## 回答様式

NO	16-017	要望 団体	公益社団法人神奈川県 病院協会／神奈川県病 院協会政治連盟	局名	健康医療局 （福祉子ど もみらい 局）
----	--------	----------	-------------------------------------	----	------------------------------

件名	国要望について、県及び全国知事会等からの働きかけについて
要望 要旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会保険診療報酬の適正化</li> <li>2 政策への協力に対する適正な評価</li> <li>3 病院の消費税問題の解決</li> <li>4 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直し</li> <li>5 地域包括ケア時代を見据えて、介護老人福祉施設（特養）において、配置医により行われた医療に対する正当な評価</li> </ol>
<p>いただいた御要望について、必要に応じ、全国知事会、国の会議などの機会を通じ、国に貴会の意見を伝えてまいります。</p>	